

令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計 ～保険料率算定におけるポイント～

30年度予算編成より、県から提示された納付金に対し、保険料率を算定することとなりました。保険料率を推計値に基づいて算定したところ、基金投入により前年度と比較して平均3.69%程度保険料が増加となる見込みです

【令和5年度保険料率算定において保険料が増加となった要因】

① 被保険者数及び世帯数の減少

75歳到達による後期高齢者医療保険制度への移行者、適用拡大に伴う社会保険への移行者が増加する状況にあるため、均等割及び平等割算定額の基礎となる被保険者数及び世帯数が、これまで以上に減少。

② 県への納付金の増加

令和5年1月に、県より令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に係る算定結果(確定係数に基づく算定)が示され、前年度に比べ3億5000万円増(昨年は2億5000万円増)。要因として、保険給付費の増加や、75歳以上人口の増加に伴う、支払基金へ支払う後期高齢者支援金の大幅な増加があげられる。



・ 被保険者数・世帯数・所得総額の減少、1人当たり保険給付費額・県の納付金の大幅な増加により保険料率上昇は不可避。

・ 大幅な保険料率の抑えるため、国民健康保険運営基金を投入する事としたい。→投入後平均上昇率3.69%

・ 被保険者数・世帯数・所得総額の減少、1人当たり保険給付費額の増加が想定より緩やかだった場合、基金投入は行わず、剰余金等に対応する。